

## 第4章 国際出願の手数料

国際出願をするためには、第1節1.の表に掲げる手数料が必要です。

手数料は受理官庁が徴収します。(条3(4)(iv)、同4(2)、規14、同15、同16、法18)

手数料額は、WIPO事務局長と各官庁の協議により行われる毎年1月1日の改定に加え、日本円—外貨(スイスフラン、ユーロ、シンガポールドル)間の為替レートの変動により改定されます。

出願時には、最新の手数料を以下の特許庁ウェブサイトでご確認ください。

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm>

### <料金納付を伴う書面を提出する場合の注意点>

予納又は口座振替を利用して手数料を納付する場合、手数料計算用紙(願書又は予備審査請求書)又は各手続書面に記載した額が口座から引き落とされます。各手続書面には必ず納付すべき手数料の種類と金額を正確に記載してください。

出願又は予備審査請求時に産業競争力強化法に基づく調査手数料等の軽減申請を行う場合は、手数料計算用紙に軽減後の額を記載してください。

### <各手続書面において選択可能な納付方法>

手続書面	納付方法
国際出願願書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許印紙(書面手続時のみ)</li> <li>・予納(軽減申請を伴う場合も利用可)</li> <li>・電子現金納付</li> <li>・口座振替(オンライン手続時のみ)</li> <li>・現金納付</li> </ul>
国際予備審査請求書 手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付) 手数料納付書(国際予備審査に関する手数料の納付) 手数料補正書 手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正) 手数料追加納付書(国際調査に係る追加納付) 手数料追加納付書(国際予備審査に係る追加納付) 請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許印紙(書面手続時のみ)</li> <li>・予納(英語出願では利用不可)</li> <li>・電子現金納付</li> <li>・口座振替(オンライン手続時のみ)</li> <li>・現金納付</li> </ul>
文献の写しの請求書 国際出願の書類の証明の請求書 国際出願の書類の謄本の請求書 国際調査に関する書類の謄本の請求書 国際予備審査に関する書類の謄本の請求書 先の調査の結果の写しの送付請求願	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許印紙</li> <li>・電子現金納付</li> </ul>

## 第1節 国際出願に必要な手数料

### 1. 受理官庁が徴収する国際出願に必要な手数料

(2017年10月1日現在)

(法18、令2(2)、法施79、同80)

手数料の種類	要求機関	国際出願の言語	納付期間	金額	納付方法
送付手数料	受理官庁	日本語 英語	国際出願の 受理から 1月以内	10,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特許印紙 (書面手続時のみ)</li> <li>・ 予納</li> <li>・ 電子現金納付</li> <li>・ 口座振替 (オンライン手続時のみ)</li> <li>・ 現金納付</li> </ul>
調査手数料	国際調査 機関 : 日本国特許庁	日本語		70,000円	
		英語		156,000円	
	国際調査 機関 : 欧州特許庁	英語		244,500円	
国際調査 機関 : シンガポール知的 所有権庁	181,200円				
国際出願手数料 (*)	国際事務局	日本語 英語	用紙が30枚まで 151,800円 30枚を超える 用紙1枚につき 1,700円		

\*オンラインで国際出願をした場合、34,200円減額。

### 2. 出願人が日本国（国の機関）である場合

出願人が日本国（国の機関）である場合には、日本国特許庁に支払う送付手数料、調査手数料（日本国特許庁が国際調査機関の場合）を納付する必要はありません。

(法18(3)及び法施82(2)で準用する特195(4))

ただし、日本国特許庁以外に支払う手数料（国際事務局に支払う国際出願手数料、欧州特許庁又はシンガポール知的所有権庁に支払う調査手数料等）については、免除されません。

### 3. 手数料（送付手数料・調査手数料・国際出願手数料）の納付方法

#### (1) 国際出願と同時に納付する場合

		書面出願	インターネット出願 (国際出願機能)
支払方法	①特許印紙	○	×
	②予納	○	○
	③電子現金納付	○	○
	④口座振替	×	○
	⑤現金納付	○	○

(法18(3)で準用する特195(8)、特例施38条の2、同39条の4、同41条の9)

[様式編1-1(1)A] [様式編1-1(2)]

#### ① 特許印紙

願書の「第IX欄 照合欄」の「1. □手数料計算用紙」の□内にレ印を付すと共に「□納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面」の□内にレ印を付します。

A4の用紙に特許印紙を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と印紙額を記載した書面を願書に添付します。

#### ② 予納

予め予納口座の届出（事前登録）を行い、願書の「第II欄～第III欄 出願人登録番号：」又は「第IV欄 代理人登録番号：」欄に手数料計算用紙に記載した予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

願書の「第X欄 記名押印」の欄には、予納届の印と同一の印を押印します。

国際出願の願書の手数料計算用紙における「見込額からの納付の申出」欄の「予納台帳番号」欄に予納台帳番号6桁を記入します。

#### ③ 電子現金納付

願書の手数料計算用紙における「納付番号」欄に納付番号16桁を記入します。

#### ④ 口座振替

予め口座振替の届出（事前登録）を行い、出願をする際に振替番号8桁を入力します。

#### ⑤ 現金納付

「1. □手数料計算用紙」の□内にレ印を付すと共に「11. □その他」の□内にレ印を付し、「現金納付済証」と記載します。

A4の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付すると共に、下の余白に「送付手数料、国際出願手数料、調査手数料」の表示と納付額を記載した書面を願書に添付します。

(2) 国際出願の後に納付する場合

		書面手続	オンライン手続
支払方法	①特許印紙	○	×
	②予納	○	○
	③電子現金納付	○	○
	④口座振替	×	○
	⑤現金納付	○	○

(法18(3)で準用する特195(8)、特例施38条の2、同39条の4、同41条の9)

(法施78、法施様27、同27の2(英語)) [様式編2-1]

① 特許印紙

「手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して、特許庁長官(受理官庁)に提出します。

② 予納

予め予納口座の届出(事前登録)を行い、「手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)」に予納台帳番号欄を設け、予納台帳番号6桁を記載して提出します。

③ 電子現金納付

「手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)」に「納付番号」の欄を設け、納付番号16桁を記載して提出します。

④ 口座振替

予め口座振替の届出(事前登録)を行い、「手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)」に「振替番号」の欄を設け、振替番号8桁を記載して提出します。

⑤ 現金納付

「手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)」に、A4の用紙に納付済証(特許庁提出用)を貼付した書面を添付して提出します。

※ 2014年4月1日以降に中小ベンチャー企業・小規模企業等が日本語で特許協力条約に基づく国際出願をする場合は、調査手数料・送付手数料をそれぞれ1/3に軽減する支援措置及び国際出願手数料の2/3相当額を申請に基づき交付金として交付する支援措置があります。

詳しくは、「第9章 中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とした支援措置」をご覧ください。

#### 4. 願書に添付する手数料計算用紙の作成方法とその目的（様式PCT/RO/101の附属書）

##### (1) 目的

手数料計算用紙の目的は、出願人が納付すべき金額を計算し、所定の手数料を容易に確認するためのものです。出願人は該当する枠に適切な金額を記入し、国際出願の出願時に提出します。これにより、受理官庁は計算を確認して誤りを発見することが容易となります。

##### (2) 作成方法

###### (T+S枠)

###### T枠：受理官庁のための送付手数料 (規14.1)

送付手数料の額は、受理官庁によって定められます。送付手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から1月以内に納付します。

送付手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引(PCT Applicant's guide)」附属書Cに記載されています。

###### S枠：国際調査機関のための調査手数料 (規16.1)

調査手数料の額は、国際調査機関によって定められます。調査手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から1月以内に納付します。

調査手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引(PCT Applicant's guide)」附属書Dに記載されています。

###### I枠：国際事務局のための国際出願手数料 (規15)

国際出願手数料の額は、国際事務局によって定められます。国際出願手数料は、受理官庁に国際出願が受理された日から1月以内に納付します。

国際出願手数料に関する情報は、「PCT出願人の手引(PCT Applicant's guide)」附属書Cに記載されています。

###### i1枠：最初の30枚まで

国際出願手数料は、願書、明細書、請求の範囲、要約書、必要な図面、(配列表)の合計枚数から計算されますが、合計30枚以内の場合には定額です。

###### i2枠：30枚を超える分

願書、明細書、請求の範囲、要約書、必要な図面、(配列表)の合計枚数が30枚を超える場合には、その30枚を超える分についての増額が定められています。

###### 合計枠：

T+S枠及びI枠に記載された額の合計額をこの合計枠に記載します。

※ 「PCT出願人の手引(PCT Applicant's guide)」は下記WIPOウェブサイトを参照してください。

(英語) <http://www.wipo.int/pct/en/appguide/>

(日本語) <http://www.wipo.int/pct/ja/appguide/>

※ 配列表を含む国際出願の国際出願手数料の計算方法

オンライン出願の場合

→ 配列表の全枚数を国際出願手数料の計算対象外とします。

つまり、配列表の枚数についてはカウントせず、料金は加算されません。

書面出願の場合

→ 配列表の全枚数が国際出願手数料の料金計算対象となります。

つまり「願書、明細書、請求の範囲、要約書及び図面」と「配列表」の合計枚数をカウントし、国際出願手数料を計算します。

## 5. 所定の期間内に手数料の納付がない場合、又は不足している場合

### (1) 補正命令

送付手数料、国際出願手数料、及び調査手数料が所定の期間内（国際出願の受理の日から1月以内）に支払われていない場合、又は、必要な額より少ないと認めた場合に、受理官庁は必要な額を支払うよう出願人に対して補正命令を行います。

（規16の2.1(a)、法施31の2(1)）

### (2) 補正の期間

命令の日（発送日）から1月

（規16の2.1(a)）

### (3) 補正の方法

「手数料補正書」により手数料の納付を行います。

（法施31の2(2)、法施様29、同29の2(英語)）[様式編2-2]

### (4) 補正がされた場合

必要な手数料が全額納付された場合には、先に認定された国際出願日の国際出願として手続が進められます。

### (5) 補正がされない場合

補正命令に対し全額が支払われない場合には、受理官庁は、当該国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言して、出願人及び国際事務局にその宣言を通知します。

（条14(3)(a)、規16の2.1(c)(i)、同29.1(ii)、法7(1)②）

## 6. 先の調査の結果の送付請求

国際調査機関が国際調査報告を作成するにあたり、先の出願に係る調査の結果を利用することを希望する場合、出願人は、当該先の調査の結果の写しを願書に添付しなければなりません。当該先の調査を行った官庁が受理官庁と同一である場合は、受理官庁に当該先の調査の結果の写しを作成し、国際調査機関に送付する旨、受理官庁に請求することができます。

（規12の2.1(b)、法施21の2(3)）

先の調査の結果の送付請求は願書においてのみ行うことが可能であり、受理官庁はこの写しを作成し、国際調査機関に送付するにあたり、手数料の支払いを条件とすることができます。

（規12の2.1(b)、法施82表2）

受理官庁に対して、先の調査の結果の写しの送付請求をする場合は、願書の「第VII欄の続き 先の調査及び先の分類の結果の利用」欄の項目1.1「第VIIにおいて選択した国際調査機関に対し以下の先の調査の結果を考慮することを請求する。」欄の□にレ点を付し、該当番号を記載します。

さらに、「受理官庁に対し、先の調査の結果の写しを国際調査機関へ送付することの請求」欄の□にレ点を付し、事件ごとに作成した「先の調査の結果の写しの送付請求願」を国際出願と共に提出します。

電子出願の場合は、国際出願を送信後3日以内に届くように「手続補足書」に「先の調査の結果の写しの送付請求願」を添付して提出します。

[様式編2-32]

## 第2節 手数料の払戻し

### 1. 国際出願手数料

(1) 受理官庁は、出願人の請求により国際出願手数料を次の場合に出願人に払い戻します。

- ① 条約第11条(1)の規定(国際出願日の認定)に基づく決定が否定的である場合  
(規15.4(i)、法施79の2)
- ② 国際事務局への記録原本の送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合  
(規15.4(ii)、法施79の2)

(2) 払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を特許庁長官(受理官庁)に提出して行います。

[様式編2-27]

### 2. 調査手数料

調査手数料は、次の場合に出願人の請求により払い戻されます。

(1) 受理官庁による払戻し

- ① 条約第11条(1)の規定(国際出願日の認定)に基づく決定が否定的である場合  
(規16.2(i)、法施36の2)
- ② 国際調査機関への調査用写しの送付前に国際出願が取り下げられ、又は、取り下げられたものとみなされた場合  
(規16.2(ii)、法施36の2)

(2) 払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を特許庁長官(受理官庁)に提出して行います。

[様式編2-27]

(3) 国際調査機関による一部払戻し

日本国特許庁が国際調査機関となっている国際出願について、国際調査報告を作成するために先の出願の審査結果や国際調査報告等の相当部分を利用することができる場合は、調査手数料のうち一定額を出願人の請求により返還します。先の調査結果が国内出願にかかる審査結果である場合は必ず第Ⅶ欄への記載が必要です。記載がない場合は先の調査結果は利用されず、調査手数料の一部返還はできません。

国際調査機関が日本以外でも利用できる場合がありますので、詳細は各国際調査機関の「PCT出願人の手引」(PCT Applicant's Guide)(附属書D)をご参照ください。

(規16.3、同41.1、法施50)

詳細は「第6章 第7節 調査手数料の一部払戻し」を参照してください。

### 3. 予備審査手数料

(1) 予備審査手数料は、次の場合に、出願人の請求により払い戻されます。

日本国特許庁において、予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合

※日本国特許庁が国際予備審査機関の場合、国際予備審査の請求が国際予備審査の開始前に取下げられた場合の払い戻しはありません。

(規58.3、「PCT出願人の手引」(PCT Applicant's Guide)(附属書E))

(2) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は「既納手数料返還請求書」を提出して行います。 [様式編 2-27]

#### 4. 取扱手数料

(1) 国際予備審査機関は次の場合には、取扱手数料を出願人に払い戻します。  
(規 57.4、法施 81の2)

- ① 国際予備審査の請求書が国際予備審査機関から国際事務局に送付される前に国際予備審査の請求が取り下げられた場合 (規 57.4 (i))
- ② 規則 54.4の規定(資格がない出願人の請求)に基づき、国際予備審査の請求がなかったものとみなされた場合、又は規則 54の2.1 (a)に規定する期間の経過後になされたため、国際予備審査の請求が行われなかったものとみなされた場合 (規 57.4 (ii))

(2) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合には、払戻しの請求は、「既納手数料返還請求書」を提出して行います。 [様式編 2-27]

### 第3節 過誤納による手数料の返還

#### 1. 過誤納返還請求手続先

国際出願手数料や取扱手数料も含め、日本国特許庁宛に支払った手数料についての過誤納返還請求は日本国特許庁に対して行います。

#### 2. 日本国特許庁への返還請求

(1) 過誤納の手数料は、納付した者の請求により特定の手数料について返還されます。  
(法 18 (3) 及び法施 82 (2) で準用する特 195 (11))

(2) 返還される手数料

- ① 送付手数料、調査手数料、国際出願手数料、文献の写しの請求手数料、予備審査手数料、取扱手数料 (法 18 (1) (2))
- ② 追加手数料 (国際調査) (法 8 (4))
- ③ 追加手数料 (国際予備審査) (法 12 (3))
- ④ 優先権書類送付及び証明書の交付請求手数料、先の調査の結果の写しの送付請求料、書類の謄本の交付請求手数料 (法施 82 (1))

(3) 手数料の返還は、納付した日から1年を経過した後は請求できません。 (特 195 (12))

(4) 返還の請求は「過誤納返還請求書」を提出して行います。 [様式編 2-28]



## 第4節 その他の国際出願に関する手数料

※ 手数料の納付先・納付方法

納付先	納付方法
日本国特許庁	特許印紙、予納（追加手数料、予備審査手数料、取扱手数料のみ（英語出願では利用不可））、電子現金納付、口座振替（オンライン手続時の追加手数料、予備審査手数料、取扱手数料のみ）、現金納付
国際事務局	銀行振込等（P.105参照） 口座名：Swiss Credit Bank「WIPO」

\*CHF：スイスフラン  
(2017年10月1日現在)

手数料の種類	支払の理由	要求機関	金額
<b>優先権書類の送付請求手数料</b> (規17.1(b)) (法施21(3)(4)) (同82(1)表①)	優先権書類を国際事務局に送付するよう請求した場合に添付する優先権証明願で優先権証明書の交付を請求する場合	受理官庁 (日本国特許庁)	優先権証明書1件につき 1,400 円
<b>国際出願に関する書類の証明書の交付請求手数料</b> (法施38) (同82(1)表①)	国際出願を基礎にした優先権の主張をする場合の優先権証明書の交付を請求する場合	日本国特許庁	証明書1件につき 1,400 円
<b>追加手数料</b> (規40.2(a)(b)) (法8(4)) (令2(6)) (法施43(1))	発明の単一性の要件を満たしていない場合	国際調査機関 (日本国特許庁)	1 発明につき 日本語 60,000 円 英語 126,000 円
<b>追加手数料</b> (規68.3(a)(b)) (法12(3)) (令2(7)) (法施58)	同上	国際予備審査機関 (日本国特許庁)	1 発明につき 日本語 15,000 円 英語 34,000 円
<b>特別の手数料</b> A 早期の国際公開のための手数料 (規48.4(a))	A 出願人が国際公開を請求した場合で国際調査報告等を利用できない場合	A 国際事務局	A 200 CHF
B 訂正拒否の公表のための手数料 (規91.3(d))	B 訂正請求が拒否された場合にその請求を公表する場合	B 国際事務局	B 50 CHF + 1枚を超える各用紙につき 12 CHF加算
<b>認証謄本の請求手数料</b> (規21.2) (法施37(1)(2)) (同82(1)表③)	国際出願及び補充書等の認証謄本を請求する場合	受理官庁 (日本国特許庁)	謄本1件につき 1,400 円

手数料の種類	支払の理由	要求機関	金額
文書の写し（謄本） の請求手数料 （規94.1）	国際事務局が保有する書類の写しを請求する場合	国際事務局	1件につき 5 CHF 1頁につき 2 CHF加算 証明付謄本の場合 1頁につき15 CHF加算
国際出願の書類の謄本の請求手数料 （規94.1の2） （法施11の4） （法施37の2） （法施82(1)表③）	国際出願に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	受理官庁 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,400 円
国際調査に関する書類の謄本の請求手数料 （規94.1の3） （法施11の4） （法施82(1)表③）	国際調査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	国際調査機関 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,400 円
国際予備審査機関に関する書類の謄本の請求手数料 （規94.2） （法施11の4） （法施82(1)表③）	出願人若しくは出願人の承諾を得た者が、国際予備審査に関する書類等の謄本の交付を請求する場合	国際予備審査機関 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,400 円
文献の写しの請求手数料 （規44.3(b)） （法9） （同18(1)） （令2(1)）	国際調査報告に列記された文献の写しを請求する場合	国際調査機関 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,400 円
文献の写しの請求手数料 （規71.2(b)） （法15） （同18(1)） （令2(1)）	国際予備報告において新たに列記された文献の写しを請求する場合	国際予備審査機関 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,400 円
異議申立手数料 （規40.2(e)）	追加手数料の納付命令に対し異議の申し立てをする場合	国際調査機関 （日本国特許庁）	不要
異議申立手数料 （規68.3(e)）	同上	国際予備審査機関 （日本国特許庁）	不要
予備審査手数料 （規58.1(b)(c)） （法18(2)③） （令2(2)③）	国際予備審査の請求をする場合	国際予備審査機関 （日本国特許庁）	日本語 26,000 円 英語 58,000 円
取扱手数料 （規57.1） （法18(2)③） （令2⑤） （法施81）	同上	国際事務局	22,800円
先の調査の結果の送付手数料 （規12の2.1(b)） （法施21の2(1)(4)） （同82(1)表②）	日本国での審査結果を、ISA/他庁案件の調査のために、受理官庁に送付請求する場合	受理官庁 （日本国特許庁）	請求書1件につき 1,700 円